

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年1月30日	
【会社名】	株式会社ルネサスイーストン	
【英訳名】	RENESAS EASTON Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 仁	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田司町二丁目1番地	
【電話番号】	03 - 6275 - 0600(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員人事・総務本部長 土屋 義隆	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田司町二丁目1番地	
【電話番号】	03 - 6275 - 0600(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員人事・総務本部長 土屋 義隆	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	894,520,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,140,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 2019年1月30日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,140,000株	894,520,000	
一般募集			
計(総発行株式)	2,140,000株	894,520,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
418		100株	2019年3月4日(月)		2019年3月6日(水)

資産管理サービス信託銀行株式会社

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
418		100株	2019年3月6日(水)		2019年3月6日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ルネサスイーストン 本店	東京都千代田区神田司町二丁目1番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町1-1

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
894,520,000		894,520,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額894,520,000円につきましては、2019年3月6日以降の諸費用の支払等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要(2019年1月30日現在)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76353口)	
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 伊藤 尚志	
資本金	10,000百万円	
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
主たる出資者 及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%
	日本生命保険相互会社	33.5%
	明治安田生命保険相互会社	10.0%
	農中信託銀行株式会社	10.0%

資産管理サービス信託銀行株式会社

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 渡辺 伸充	
資本金	50,000百万円	
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務	
主たる出資者 及びその出資比率	JTCホールディングス株式会社	100%

## b 提出者と割当予定先との間の関係(2019年1月30日現在)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

資産管理サービス信託銀行株式会社

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	みずほ信託銀行株式会社の再信託先としての年金信託取引があります。

(株式付与ESOP信託の内容)

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与ESOP信託契約(以下「付与型契約」といい、付与型契約に基づき設定される信託を「付与型ESOP」といいます。)を締結し、付与型ESOPを設定します。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として付与型ESOPに係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76353口)とします。

<概要>

付与型ESOPとは、当社従業員を対象に、付与型ESOPが取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付する制度(以下「株式交付制度」といいます。)であります。

株式交付制度において、当社従業員のうち要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76353口)は、予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、付与型契約は、信託管理人である公認会計士三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当につきましては、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

付与型ESOPは株式交付規程に従い、一定期間経過後に当社株式の交付を行います。当社株式の交付につきましては、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、付与型ESOPの信託財産に属する当社株式に係る議決権行使につきましては、信託管理人が付与型契約に定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に対して行い、受託者はその書面に従い議決権を行使します。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して付与型ESOPの財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、株式交付制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、株式交付制度の実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義につきましては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、株式交付制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

(参考)付与型契約の内容

(1) 制度の名称	株式付与ESOP信託
(2) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
(3) 信託の目的	当社従業員に対するインセンティブの付与
(4) 委託者	当社
(5) 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
(6) 受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
(7) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
(8) 信託契約日	2019年3月4日
(9) 信託期間	2019年3月4日～2024年6月30日(予定)
(10) 議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使。
(11) 帰属権利者	当社
(12) 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。
(13) 信託金額	422百万円 上記金額は信託報酬・信託費用を含む。
(14) 株式の取得時期	2019年3月6日
(15) 株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

(株式給付信託(従業員持株会処分型)の内容)

当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする株式給付信託(従業員持株会処分型)契約(以下「持株会型契約」といいます。)を締結します。持株会型契約に基づいて設定される信託を「持株会型ESOP」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(以下「信託E口」といいます。)は、持株会型ESOPによって設定される信託口であります。

< 概要 >

持株会型ESOPは、ルネサスイーストン従業員持株会(以下「持株会」といいます。)の会員を対象に福利厚生拡大を図り、当社株式の株価上昇メリットを還元する制度です。

持株会型ESOPでは今後5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時までに、信託E口が持株会への売却を通じて持株会型ESOPの信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として受益者適格要件を充足する持株会会員に分配します。また、当社は、みずほ信託銀行株式会社が当社株式を取得するための借入に対し保証を行っているため、信託終了時において、当社株式の株価下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

第三者割当については、信託E口と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約に基づいて行われます。

持株会型ESOPの信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人及び受益者代理人が持株会型契約に定める信託管理人ガイドラインに従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、受託者はその書面に従い議決権を行使します。なお、信託管理人には、当社従業員が就任します。

持株会型契約で定める信託終了日において、持株会に加入している者のうち、持株会型契約で定める受益者確定日において所定の手続の全てを完了している者を受益者とします。

(参考)持株会型契約の内容

(1) 制度の名称	株式給付信託(従業員持株会処分型)
(2) 信託の種類	指定金銭信託(他益信託)
(3) 信託の目的	持株会に対する当社株式の安定的な供給及び信託財産の管理・処分により得た収益の受益者への給付
(4) 委託者	当社
(5) 受託者	みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社)
(6) 受益者	受益者適格要件を充足する持株会会員
(7) 信託管理人	当社の従業員から選定
(8) 信託契約日	2019年3月6日
(9) 信託期間	2019年3月6日～2024年4月10日(予定)
(10) 議決権行使	受託者は、持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使。
(11) 取得株式の総額	476百万円
(12) 株式の取得時期	2019年3月6日
(13) 株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

本信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数

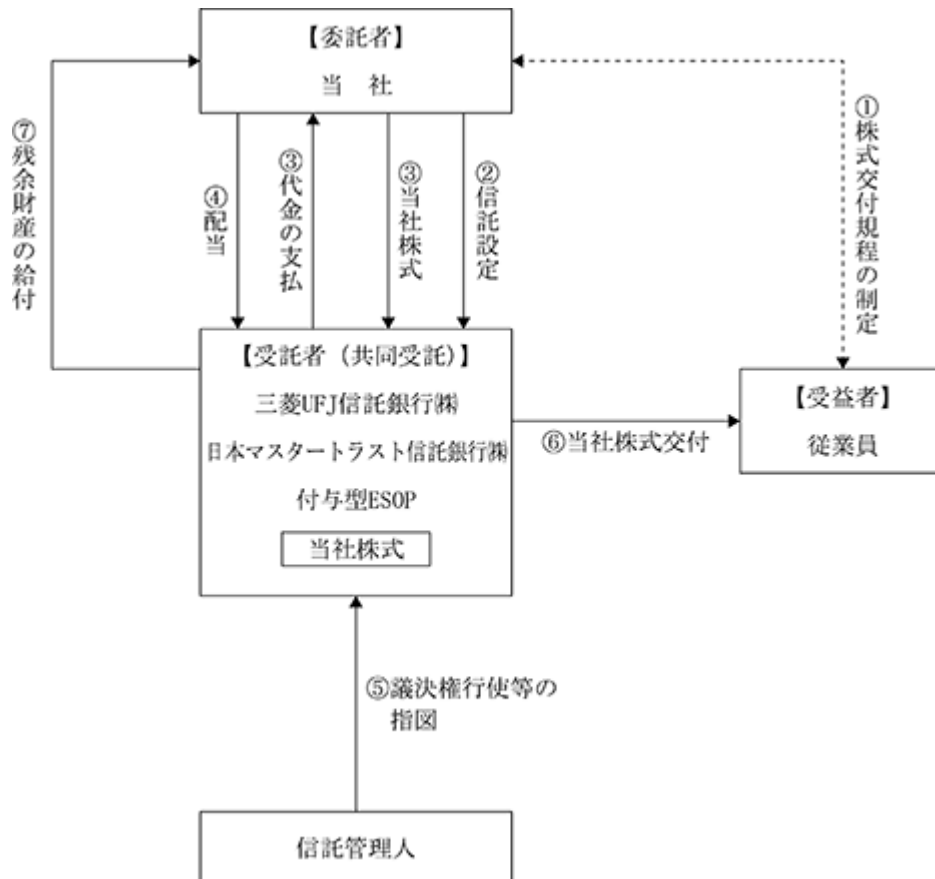
2,140,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

(内訳)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76353口)	1,000,000株
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	1,140,000株

## &lt;従業員株式所有制度の仕組み&gt;

## a 株式付与ESOP信託の仕組み



当社は、株式交付制度の導入に際して株式交付規程を制定します。

当社は、受益者要件を充足する従業員を受益者とする付与型ESOPを金銭で設定します。

付与型ESOPは、信託管理人の指図に従い、で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社(自己株式処分)から取得します。

付与型ESOP内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。

付与型ESOP内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、付与型ESOPはこれに従って株主としての権利を行使します。

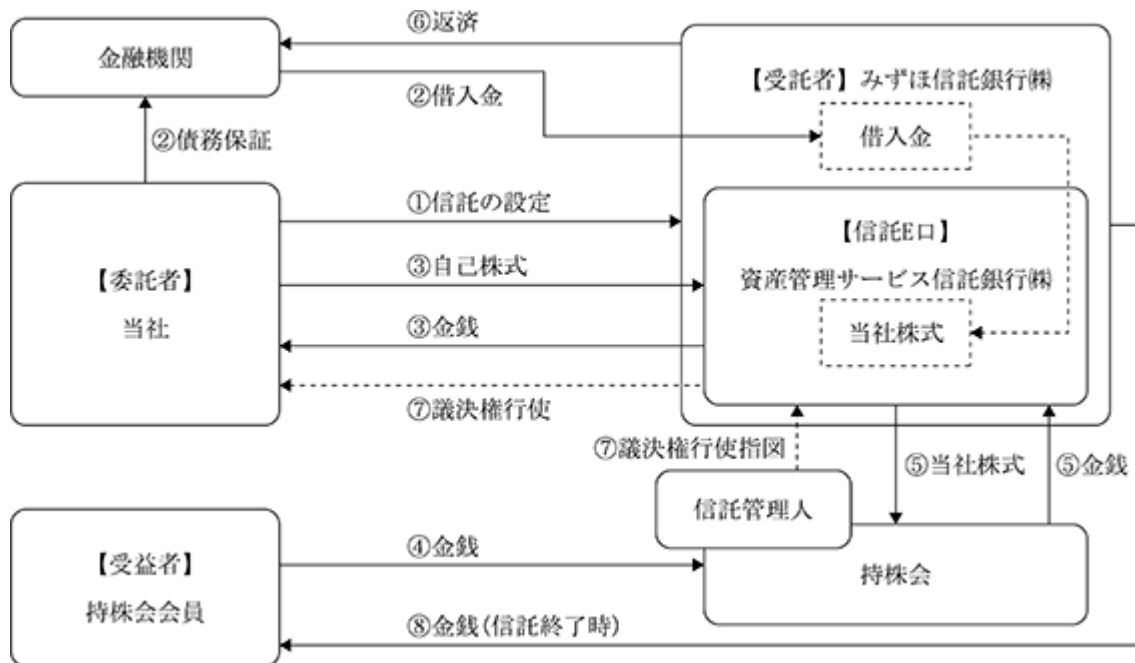
株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式が交付されます。

付与型ESOPの終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

信託期間中、付与型ESOP内の株式数が従業員へ付与した累積ポイントに対応した株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、当社は付与型ESOPに対し、追加で金銭を信託することがあります。



b 株式給付信託(従業員持株会処分型)の仕組み



当社は、信託E口に金銭を拠出し、他益信託を設定します。

受託者(みずほ信託銀行株式会社)は、金融機関から株式取得代金の借入を行います(当社は、金融機関に対して債務保証を行います。)

受託者(みずほ信託銀行株式会社)は、借入れた資金を信託E口に再信託し、信託E口は当該資金で当社株式を取得します。信託E口が株式を取得するにあたり、当社は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の自己株式の割当を一括して行います。

持株会会員は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。

持株会は、毎月会員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を購入します。

受託者(みずほ信託銀行株式会社)は、信託E口の持株会への株式売却代金をもって借入金の元本を返済し、信託E口が当社から受領する配当金等をもって借入金の利息を返済します。

信託期間を通じ、信託E口は信託管理人の議決権行使指図に従い、信託E口が有する当社株式につき議決権を行使します。

本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入金を完済した後、なお剰余金が存在する場合、持株会会員に分配します。

(信託終了時に、受託者(みずほ信託銀行株式会社)が信託財産をもって借入金を返済出来なくなった場合、当社が債務保証履行することにより、借入金を返済します。)

c 割当予定先の選定理由

株式付与ESOP信託

付与型ESOPは、従業員に対してインセンティブを付与し、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社では、自己株式の有効活用として、付与型ESOPでの活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

付与型ESOPの導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との証券代行業務等の取引関係及び手続きコスト等を他社比較も含めて総合的に判断した結果、付与型契約を締結することとしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した付与型契約に基づき、共同受託者として付与型ESOPの事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が割当予定先として選定されることとなります。

株式給付信託(従業員持株会処分型)

持株会型ESOPは、持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理・処分により得た収益を従業員へ分配することを通じて従業員の福利厚生を拡大し、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社では、自己株式の有効活用として、持株会型ESOPでの活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

持株会型ESOPの導入にあたっては、みずほ信託銀行株式会社より提案を受け、同社を持株会型ESOPの委託先に選定いたしました。

なお、「株式給付信託(従業員持株会処分型)の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として持株会型契約を締結した上で、上記再信託に係る契約に基づきみずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として再信託しますので、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が割当先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

2,140,000株

(内訳)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76353口)	1,000,000株
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	1,140,000株

e 株券等の保有方針

株式付与ESOP信託

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76353口)」は、信託管理人からの指図に基づき株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の資格等に応じた当社株式を在職時に交付することになっています。

株式給付信託(従業員持株会処分型)

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、持株会型契約に基づき、5年間の信託期間内において持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものであります。

f 払込みに要する資金等の状況

株式付与ESOP信託

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76353口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として当社から付与型ESOPに拠出される当初信託金を、処分期日において信託財産内に保有する予定である旨、付与型契約により確認を行っております。

株式給付信託(従業員持株会処分型)

当社は、割当予定先が、持株会型ESOPの受託者からの信託金によって払込みを行う予定である旨を持株会型契約により確認しております。当該信託金については、持株会型ESOPの受託者が貸付人からの借入金によって調達する予定である旨を金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、当該金銭消費貸借契約は、借入人、保証人、貸付人の三者間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、持株会型契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

割当予定先 : 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)  
借入人 : みずほ信託銀行株式会社  
保証人 : 当社  
貸付人 : 株式会社みずほ銀行

g 割当予定先の実態

株式付与ESOP信託

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76353口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、付与型契約に従って定められた議決権行使の指図に従い当社株式の議決権を行使するなどの具体的信託事務を担当いたします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者である当社と受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が協議の上、選任するものとしします。

なお、付与型ESOPにおいては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士三宅秀夫氏とします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、付与型契約において確約をしております。

その結果、当社は、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に提出しております。

株式給付信託(従業員持株会処分型)

割当予定先である資産管理サービス信託銀行(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使します。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、持株会型契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人は、現在又は過去において当社及び関係会社(以下「当社等」といいます。)の役員ではないこと、現在又は過去において当社等の役員の2親等内の家族ではないこと、当社等と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社等の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社等との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

なお、割当予定先が特定団体等であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### a 処分価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価格につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日(2019年1月29日)の東京証券取引所における当社株式の終値である418円としています。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

また、当該処分価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前1カ月間(2019年1月4日から2019年1月29日まで)の終値の平均値である411円(円未満切捨て)に1.02(プレミアム率1.70%)を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3カ月間(2018年10月30日から2019年1月29日まで)の終値の平均値である426円(円未満切捨て)に0.98(ディスカウント率1.88%)を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6カ月間(2018年7月30日から2019年1月29日まで)の終値の平均値である477円(円未満切捨て)に0.88(ディスカウント率12.37%)を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役4名全員(うち3名が社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

#### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付制度の導入に伴い制定する株式交付規程に基づき信託期間中に当社従業員に交付を行うと見込まれる株式数及び今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる当社株式数の合計であり、その希薄化の規模は2018年12月31日現在の発行済株式総数26,426,800株に対し8.10%(小数点第3位を四捨五入、2018年12月31日現在の総議決権個数239,039個に対する割合8.95%)となります。

当社としては、付与型ESOP及び持株会型ESOPは株価を意識した当社従業員の業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高めるものと考えています。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付制度において株式交付規程に従い当社従業員に交付及び毎月一定日に持株会に対し売却されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えます。

以上により、本自己株式処分による影響は軽微であり、合理的であると判断しています。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
有限会社エターナル	東京都千代田区神田司町 2丁目1ルネサスイース トン内	1,916,640	8.02%	1,916,640	7.36%
福島 慎介	神奈川県川崎市宮前区	1,513,578	6.33%	1,513,578	5.81%
資産管理サービス信託 銀行株式会社(信託E 口)	東京都中央区晴海1丁目 8-12 晴海アイランド トリトンスクエアオフィ スタワーZ			1,140,000	4.38%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1 丁目5-5	1,127,920	4.72%	1,127,920	4.33%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(株式 付与ESOP信託口)	東京都港区浜松町2丁目 11-3			1,000,000	3.84%
新電元工業株式会社	東京都千代田区大手町2 丁目2-1	748,400	3.13%	748,400	2.87%
ニチコン株式会社	京都府京都市中京区烏丸 通御池上る二条殿町551	727,000	3.04%	727,000	2.79%
横山 淳子	神奈川県横浜市港北区	724,000	3.03%	724,000	2.78%
ルネサスエレクトロニ クス株式会社	東京都江東区豊洲3丁目 2-24号	711,600	2.98%	711,600	2.73%
双葉電子工業株式会社	千葉県茂原市大芝629	704,000	2.95%	704,000	2.70%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町2丁目 11-3	678,800	2.84%	678,800	2.61%
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内1 丁目6-6	612,520	2.56%	612,520	2.35%
計		9,464,458	39.59%	11,604,458	44.56%

- (注) 1. 2018年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。  
2. 割合は小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。  
3. 上記のほか当社保有の自己株式2,513,276株(2018年12月31日現在)は、割当後373,276株となります。ただし、2019年1月1日以降の自己株式の買取り分は含んでおりません。  
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2018年12月31日現在の総議決権数(239,039個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(21,400個)を加えた数で除した数値です。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第64期有価証券報告書及び第65期第2四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年1月30日)までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日においても変更の必要はないと判断しています。

### 第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第64期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年1月30日)までに、以下の臨時報告書を2018年6月28日及び2018年8月1日に関東財務局長に提出しています。

その内容は以下の通りです。

(2018年6月28日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、平成30年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役には石井仁、上野武史、岡部昭彦、星野亨、高橋強、築地宏夫、苅田祥史、松村敦子の各氏を選任する。

###### 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役には高木身記成、土井豊氏の両氏を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役8名選任の件				(注)1	
石井 仁	206,578	5,673	5		可決 96.40%
上野 武史	206,742	5,509	5		可決 96.48%
岡部 昭彦	206,770	5,481	5		可決 96.49%
星野 亨	206,935	5,316	5		可決 96.57%
高橋 強	210,897	1,354	5		可決 98.42%
築地 宏夫	210,900	1,351	5		可決 98.42%
苅田 祥史	208,700	3,551	5		可決 97.39%
松村 敦子	211,021	1,230	5		可決 98.48%
第2号議案 監査役2名選任の件				(注)1	
高木 身記成	210,623	1,632	1		可決 98.29%
土井 豊	204,909	7,346	1		可決 95.62%

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2018年8月1日提出の臨時報告書)

## 1 [提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [ 報告内容 ]

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるものルネサスエレクトロニクス株式会社

(2) 当該異動前後における当該主要株主の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	39,641個	15.01%
異動後	14,641個	6.12%

- (注) 1. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成30年6月30日現在の総株主の議決権の数264,042個を基準に算出しております。  
2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、本報告書提出日現在の総株主の議決権の数239,042個を基準に算出しています。  
3. 「総株主等の議決権に対する割合」については少数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成30年8月1日

(4) 本報告書提出日現在の基本金の額及び発行済み株式総数

資本金の額 5,042百万円  
発行済み株式総数 普通株式 26,426,800株

第3 自己株式の取得状況について

「第四部 組込情報」に掲げた第64期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年1月30日)までに、以下の自己株券買付状況報告書を関東財務局に提出しています。

その内容は以下の通りです。

(2018年8月1日提出の自己株券買付状況報告書)

1 [ 取得状況 ]

株式の種類 普通株式

(1) [ 株主総会決議による取得の状況 ]

該当事項はありません。

(2) [ 取締役会決議による取得の状況 ]

平成30年7月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成30年7月31日)での決議状況 (取得期間平成30年8月1日~平成30年8月1日)	2,500,000(上限)	1,377,500,000(上限)
報告月における取得自己株式(取得日)	-月-日	
計		
報告月末現在の累計取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

- (注) 平成30年7月31日開催の取締役会において東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)で取得を決議しております。



2 [ 処理状況 ]

該当事項はありません。

3 [ 保有状況 ]

平成30年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	26,426,800
保有自己株式数	22,600

(注) 「保有自己株式数」の欄は単元未満株式の買取りによる自己株式になります。

(2018年8月27日提出の自己株券買付状況報告書の訂正報告書)

1 [ 自己株券買付状況報告書の訂正報告書の提出理由 ]

平成30年8月1日に提出いたしました自己株券買付状況報告書(報告期間 自 平成30年7月1日 至 平成30年7月31日)の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため自己株券買付状況報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [ 訂正事項 ]

3 [ 保有状況 ]

3 [ 訂正箇所 ]

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

株式の種類            普通株式

3 [ 保有状況 ]

(訂正前)

平成30年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	26,426,800
保有自己株式数	22,600

(訂正後)

平成30年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	26,426,800
保有自己株式数	13,275

(2018年9月3日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類            普通株式

1 [ 取得状況 ]

(1) [ 株主総会決議による取得の状況 ]

該当事項はありません。

## (2) [取締役会決議による取得の状況]

平成30年8月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成30年7月31日)での決議状況 (取得期間平成30年8月1日~平成30年8月1日)	2,500,000(上限)		1,377,500,000(上限)
報告月における取得自己株式(取得日)	8月1日	2,500,000	1,377,500,000
計		2,500,000	1,377,500,000
報告月末現在の累計取得自己株式		2,500,000	1,377,500,000
自己株式取得の進捗状況(%)		100.0	100.0

(注) 平成30年7月31日開催の取締役会において東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)で取得を決議し、当該決議にかかる取得を終了しました。

## 2 [処理状況]

該当事項はありません。

## 3 [保有状況]

平成30年8月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	26,426,800
保有自己株式数	2,513,275

(注) 「保有自己株式数」の欄は単元未満株株式の買取りによる自己株式が含まれております。

## 第4 最近の業績の概要について

2019年1月30日開催の取締役会において決議された第65期第3四半期(自2018年10月1日至2018年12月31日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期連結財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,788	2,886
受取手形及び売掛金	15,312	14,686
電子記録債権	1,395	1,347
商品及び製品	10,584	11,259
仕掛品	11	20
その他	399	737
流動資産合計	31,492	30,938
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,033	1,036
減価償却累計額	775	789
建物及び構築物(純額)	257	246
工具、器具及び備品	185	189
減価償却累計額	158	163
工具、器具及び備品(純額)	26	25
土地	1,266	1,266
リース資産	14	14
減価償却累計額	8	10
リース資産(純額)	6	4
有形固定資産合計	1,557	1,543
無形固定資産		
ソフトウェア	132	110
その他	11	16
無形固定資産合計	143	127
投資その他の資産		
投資有価証券	2,253	1,673
繰延税金資産	20	82
その他	598	587
貸倒引当金	20	20
投資その他の資産合計	2,851	2,322
固定資産合計	4,553	3,993
資産合計	36,045	34,932

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	7,016	7,809
短期借入金	2,081	2,268
未払法人税等	404	51
賞与引当金	-	172
その他	1,082	716
流動負債合計	10,585	11,019
固定負債		
役員退職慰労引当金	0	0
退職給付に係る負債	332	321
繰延税金負債	265	164
その他	174	173
固定負債合計	774	660
負債合計	11,359	11,679
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,042	5,042
資本剰余金	5,001	5,001
利益剰余金	13,730	14,111
自己株式	3	1,380
株主資本合計	23,771	22,774
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	681	124
為替換算調整勘定	214	349
退職給付に係る調整累計額	17	4
その他の包括利益累計額合計	914	477
純資産合計	24,685	23,252
負債純資産合計	36,045	34,932

## (2) 四半期連結損益及び包括利益計算書

## 第3四半期連結累計期間

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	60,887	60,551
売上原価	54,599	54,878
売上総利益	6,287	5,672
販売費及び一般管理費	4,679	4,805
営業利益	1,608	866
営業外収益		
受取利息	11	14
受取配当金	37	40
販売手数料	35	43
受取派遣料	43	34
為替差益	23	-
その他	60	64
営業外収益合計	212	198
営業外費用		
支払利息	12	36
債権売却損	19	19
シンジケートローン手数料	18	0
為替差損	-	57
その他	22	12
営業外費用合計	72	125
経常利益	1,747	939
特別利益		
投資有価証券売却益	2	27
特別利益合計	2	27
特別損失		
貸倒引当金繰入額	0	-
固定資産除却損	-	0
投資有価証券売却損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純利益	1,750	967
法人税、住民税及び事業税	427	208
法人税等調整額	81	60
法人税等合計	508	269
四半期純利益	1,241	697
(内訳)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,241	697
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	369	557
為替換算調整勘定	52	134
退職給付に係る調整額	10	13
その他の包括利益合計	411	436
四半期包括利益	1,652	261
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,652	261

### (3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(重要な後発事象)

当社は、2019年1月30日開催の取締役会において、当社従業員の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、かつ、企業価値の向上を図ることを目的として、「株式付与E S O P信託」(以下「付与型E S O P」という。)および「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下「持株会型E S O P」といい、付与型E S O Pとあわせて「本制度」という。)の導入を決議いたしました。

また、本制度に対し第三者割当による自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議しました。

なお、「本自己株式処分」および「本制度」の概要につきましては、本日発表いたしました「株式付与E S O P信託の導入に関するお知らせ」、「株式給付信託(従業員持株会処分型)の導入に関するお知らせ」および「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでいます。

有価証券報告書	事業年度 (第64期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第65期第2四半期)	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としています。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月27日

株式会社ルネサスイーストン  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 秀満  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルネサスイーストンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルネサスイーストン及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ルネサスイーストンの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ルネサスイーストンが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

株式会社ルネサスイーストン  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 秀満  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルネサスイーストンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルネサスイーストンの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月14日

株式会社ルネサスイーストン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志村 さやか	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 秀満	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルネサスイーストンの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ルネサスイーストン及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。